

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年7月17日

収支等命令者

佐賀県警察本部警務部会計課長 小森利信

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 借入物品の名称及び数量

佐賀県警察指紋情報管理システム装置 一式

### (2) 借入物品の仕様その他の明細 入札説明書による

### (3) 借入期間 平成22年3月1日から平成28年2月29日まで(72か月)

### (4) 納入場所 佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号

佐賀県警察本部刑事部鑑識課

## 2 入札参加資格及び条件

### (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

### (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

### (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りがあった者でないこと。

### (5) 当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができる者であること。

### (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

## 3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、次の必要書類を平成21年8月25日(火)の午後5時ま

でに、下記 4 の(1)の場所に提出（郵送での提出可）しなければならない。

提出された書類を審査の上、入札参加資格を有すると認められたものに限り、入札の参加者とする。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (1) 入札参加届（入札参加届等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で提出すること。）
- (2) 納入しようとする機器のメーカー名、品名及び型式を記載した一覧表
- (3) 納入しようとする機器の機能を説明できる書類、カタログ等
- (4) 保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができることを確認できる書類
- (5) 官公庁との賃貸借契約の実績証明書

#### 4 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

郵便番号 840-8540

佐賀市松原一丁目 1 番16号

佐賀県警察本部警務部会計課 用度係

電話 0952-24-1111

FAX 0952-24-5972

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 公報登載日から平成21年8月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所 (1)に同じ。

- (3) 入札の日時及び場所

ア　日時　平成21年9月2日（水）午後3時15分

イ　場所　佐賀県警察本部本館2階　意見の聴取室

(4) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに(3)のイの場所において行う。

(5) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(6) 入札方法等に関する事項

ア　入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　入札保証金

入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付すること（現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可）。ただし、次のいずれかに該当する場合については、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 当該入札について保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（見積額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場

## 合

(イ) 過去 2 年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち 2 件に係る履行証明等を提出する場合

### ウ 契約保証金

契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること（現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関若しくは保証事業会社の保証を担保として供することも可）。ただし、次のいずれかに該当する場合については、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 当該契約について保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（見積額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 過去 2 年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち 2 件に係る履行証明等を提出する場合

### エ 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者の中で、最低の価格をもって申込みを行ったものを落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、直ちに入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。

オ 不落の場合

入札で不落となった場合は、再度入札を行う。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ 法令又は入札に関する条件に違反した者

キ 保証金を納入しない者及び当該保証金の納入額が不足する者

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) この契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be leased :

Saga Prefectural Police Automated Fingerprint Identification System , 1 set.

- (2) Lease period : from March 1 , 2010 through February 29 , 2016
- (3) Delivery place : the place that will be appointed in "Saga Prefectural Police Headquarters", 1-1-16, Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan.
- (4) Time limit for tender : 3:15 PM, September 2, 2009 by direct delivery.
- (5) A contact point for the notice: Finance Section, Police Administration, Department Saga Prefectural Police Headquarters, 1-1-16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan;  
Tel. 0952-24-1111 Fax. 0952-24-5972.